



納税を忘れていませんか？

問 収納課収納係 ☎72-2111

11月～12月は、県税・市町村税の徴収強化月間です。

市は、県や他市町村と連携し、個人住民税や固定資産税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、「納税推進」「滞納者に対する催告」「差し押さえなどの滞納処分」など、さまざまな徴収対策に取り組んでいます。

市税の滞納状況

令和5年度末の市税収納率は95.02%で、税収入未済額(市税の滞納額)は約3億7,324万円でした。市は取組などにより税収入未済額は年々減少しているものの、依然として多くの滞納額が存在しています。

市税の滞納は、市の財政を圧迫し、充実した住民サービスを提供するための財源が失われるほか、期限内に納税している人との公平性を欠くこととなります。市は、今後も適正な滞納処分を実施し、滞納額の圧縮を図っていきます。

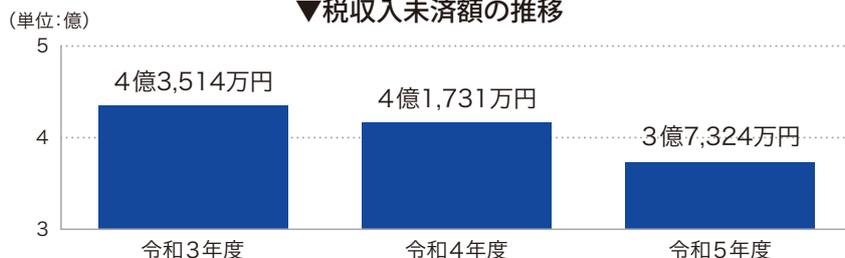
納税が困難な場合は 放置せず早めの相談を

収入の減少や災害、盗難、本人や家族の病気・事故、事業の休廃止など、やむを得ない事情で納税が困難な場合は、一人で悩んだり、放置したりせず、お早めにご相談ください。

▼令和5年度の差押件数・換価額

差押件数	不動産	0件
	預貯金	605件
	給与	129件
	その他	51件
換価額	50,885千円	

▼税収入未済額の推移



差し押さえた財産(物件)を公売します！

地方税の滞納処分により差し押さえた財産(物件)を公売する「久留米朝倉地区・県市町村合同公売会」を開催します。期間中、各会場に設置している入札箱で入札ができます。

日時 11月12日(火)～15日(金)／9時～17時

会場 収納課(本館1階)、福岡県久留米県税事務所、他6市町村役場

持参物 身分証明書(運転免許証など)・印鑑・委任状(代理人の場合)



下水道使用料や 下水道事業受益者負担金の滞納処分を強化しています

下水道使用料や下水道事業受益者負担金は、汚水の処理や下水道の整備を行ううえで欠かせない貴重な財源です。滞納がある場合は、市税と同様に催告や差押えなどの滞納処分を実施しています。

やむを得ない事情で納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

問 下水道課管理係 ☎72・2111

11月11日～17日は「税を考える週間」です

国税庁では、租税の意義や役割を広く周知するために、広報・広聴活動を行っています。

国税庁ホームページでは「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。

問 久留米税務署

☎32・4461

